平成２２年（フ）第２２１号
三重県津市観音寺町604番地28
債務者　佐伯　　篤
1　決定年月日時　平成22年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２５５号
三重県鈴鹿市岸田町530番地の11　コーポしんかい103号室、前住所三重県鈴鹿市東旭が丘１丁目４番５号
債務者　小河内　茂
1　決定年月日時　平成22年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２５９号
三重県津市白塚町5302番地２　ウエストヒルズ２－Ａ号室、前住所三重県鈴鹿市住吉５丁目６番33号
債務者　田淵　義信
1　決定年月日時　平成22年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２７７号
三重県津市垂水3018番地１　レインボーハイツちとせＢ―102、前住所三重県津市藤方909番地１
債務者　大橋　　甚
1　決定年月日時　平成22年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２８１号
三重県津市久居元町2426番地　フォンテーヌ202号室、前住所三重県津市白山町二本木3828番地１
債務者　川原田　茂
1　決定年月日時　平成22年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２８３号
三重県鈴鹿市北江島町52番20号　コリーヌロロサエ102、前住所三重県桑名市長島町押付538番地39
債務者　大森　　啓
1　決定年月日時　平成22年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２８７号
三重県鈴鹿市長太旭町２丁目10番16号
債務者　荒木　志穂
1　決定年月日時　平成22年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２８８号
三重県鈴鹿市稲生塩屋３丁目２番41号　パルステージ202号
債務者　福井　敬孝
1　決定年月日時　平成22年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２８９号
三重県津市河芸町中瀬164番地４　有限会社西部エーエスエー
債務者　美濃邉幸次
1　決定年月日時　平成22年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２９０号
三重県津市一身田大古曽215番地２
債務者　野島かおり
1　決定年月日時　平成22年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１２３号
三重県伊賀市柘植町6707番地
債務者　中村　眞人
1　決定年月日時　平成22年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２２年（フ）第１０９５号
神戸市北区有野町有野3559番地の１ウォームリブ102号
債務者　平島由美子
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１２７４号
神戸市須磨区東落合１丁目３番172―202号
債務者　武田　政幸
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１３１９号
兵庫県三木市加佐85番地の３、従前の住所兵庫県三木市志染町中自由が丘１丁目303番地
債務者　定時　吉孝
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１３５７号
神戸市垂水区多聞台２丁目11番12―208号
債務者　坂下　正直
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１３６１号
神戸市垂水区本多聞３丁目１番14―103号
債務者　栗山　　正
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１３８７号
神戸市北区有野台６丁目21番Ｂ34棟204号
債務者　平野こと　福西　初美
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
神戸地方裁判所第３民事部